

内部統制推進・評価実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩手県内部統制基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、本県における内部統制の推進及び評価に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 部局長 予算規則（昭和39年岩手県規則第12号）第2条第1号に規定する部局長をいう。
- (2) 単独地方公所 予算規則第2条第2号に規定する地方公所のうち広域振興局以外の地方公所及び会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第2条第4号に規定する準地方公所をいう。
- (3) 所属 次の表の左欄に掲げる区分に従い、同表の右欄に掲げる所属をいう。

区分	所属
ア 本庁各部局	室課等
イ 議会事務局、教育委員会事務局、警察本部、人事委員会事務局、監査委員事務局及び労働委員会事務局	室課等
ウ 広域振興局	部等
エ 単独地方公所	当該単独地方公所

- (4) 対象事務 基本方針第2に定める内部統制の対象事務をいう。
- (5) 対象事務所管部局長 第1号に規定する部局長のうち、次の表の左欄に掲げる対象事務に従い、同表の右欄に掲げる部局長をいう。

対象事務	部局長
ア 財務に関する事務（会計事務）	出納局長
イ 財務に関する事務（財産事務）	総務部長

(総務部長の責務)

第3条 総務部長は、内部統制の推進及び評価に関する事務を総括する。

2 総務部長は、前項の規定に基づき以下の事務を行う。

- (1) 所属における内部統制の取組に係る必要な指示及び調査
- (2) 前号の調査の結果等に基づき必要と認める、部局長又は広域振興局長に対する改善の指示及びその対応状況の報告の求め
- (3) 内部統制の推進に関する全庁的な評価の実施
- (4) 組織的に内部統制に取り組む体制（以下「組織的取組体制」という。）の確保状況の点検、当該点検結果の取りまとめ及び確保に関し必要な事項を定めること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、内部統制の推進及び評価に関して必要と認める事項

(対象事務所管部局長の責務)

第4条 対象事務所管部局長は、所管の対象事務につき、総務部長を補佐するとともに、当該対象事務に係る取組を総括する。

2 対象事務所管部局長は、前項の規定に基づき以下の事務を行う。

- (1) 所属における内部統制の取組（所管の対象事務に係るものに限る。以下、この項におい

- て同じ。)の点検、当該点検結果の取りまとめ及び取組実施に関し必要な事項を定めること
- (2) 所属における内部統制の取組に関する必要な指示及び調査
 - (3) 前号の調査の結果等に基づき必要と認める、部局長又は広域振興局長に対する改善の指示及びその対応状況の報告の求め
 - (4) 総務部長に対する内部統制の取組に関する必要な助言
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、内部統制の取組に関して必要と認める事項

(部局長及び広域振興局長の責務)

第5条 部局長及び広域振興局長は、所属における内部統制の取組を推進するとともに、その取組状況を適切に把握し、必要な指示を行う。

(実施責任者の責務)

第6条 所属における内部統制の取組を推進するため、内部統制実施責任者（以下「実施責任者」という。）を置き、所属の長をもって充てる。

- 2 実施責任者は、所属における内部統制の取組に関する事務を補助する者として、所属の職員のうちから、内部統制実施担当者を選任する。

(評価の実施)

第7条 総務部長及び対象事務所管部局長は、適宜、第3条第2項第4号に定める組織的取組体制の確保の状況及び第4条第2項第1号に定める点検結果を取りまとめ、総務部長へ報告する。

- 2 総務部長は、前項の報告を踏まえ、毎会計年度、第3条第2項第3号に定める全庁的な評価を行う。
- 3 総務部長は、前項の評価結果を監査委員に提出し意見交換を実施する。

(委員会への提出)

第8条 総務部長は、委員会に対して以下の事項を提出する。

- (1) 内部統制の推進に関する全庁的な評価の結果
- (2) 前号に掲げるもののほか、内部統制の推進及び評価に係る重要事項

(関係書類の保管)

第9条 部局長、広域振興局長、単独地方公所の長及び所属の長は、内部統制の推進、取組及び評価に関する書類について、作成後5年間保管しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。